記　事

例会記録

日本医史学会3月例会　平成25年3月23日（土）
順天堂大学医学部センチュリータワー16階北フロア

1. 八丈島の疱瘡史　對馬秀子
2. 香月牛山の墓跡と著述　小曽戸洋

日本医史学会4月例会
シンポジウム“聞き取りについて”
平成25年4月27日（土）
順天堂大学医学部センチュリータワー16階北フロア

1. 聞き取りあれこれ　岡田靖雄
2. 方法としての聞き取り　橋本　明
3. 聞きとりの効用　中村　治

日本医史学会6月例会　平成25年6月22日（土）
順天堂大学医学部センチュリータワー16階北フロア

1. 16世紀における physiologia と anatomia　澤井　直
2. 陶烈と日本医学界　藤田梨那

例会抄録

大正11年制定，昭和2年施行の健康保険法についての一考察
――関東大震災と医療体制史を含めて――

渡部　幹夫

日本の健康保険法の制定は大正11年（1922），施行は昭和2年（1927）である．制定から施行に5年を必要としたことについて，所轄官庁史や研究者も大正12年（1923）に発生した関東大震災による，財政問題と社会の混乱としている．また日本の健康保険法が，ドイツの医療保険制度を参考として作られているが，団体自由選択主義という，日本独特な仕組みを作ったことの政治・社会制度史としての史的研究もされている．健康保険制度の施行遅延と関東大震災が短絡的に結び付けられている通説がただしいのかを検討してみた．

資料として読売新聞のデータベース「ヨミダス歴史館」と「医政」（日本医師会雑誌の継続前誌）及び「日本医学会総会記録」を用いた．

ヨミダス歴史館にて【健康保険法】と【関東大震災】をキーワードとして検索すると2語を含む記事は全くない．

【関東大震災】は発生した1923年3,345件から，1927年124件と激減している．10年間では5,469件であった．関東大震災記事のうちから毎年の年始・9月1日・年末記事を読むことにより，震災の影響と社会の変化を見てみた．震災以前から日本の政治は不安定であり，震災後も短命内閣が続いていたが，震災復興も復興院による計画は頓挫

した．震災7年後の1930年の記事に初めて『海外に誇るべき復興の完成』の復興局長官談話が載る．10年後の9月1日には『偲ぶ一昔前の惨』として過去形となっているが，同年1月3日には『惨！ 生き地獄の三陸』の三陸大津波の記事がある．

【健康保険法】は成立前年の1921年から現れるが成立年の1922年に11件その後減少して，施行前年の1926年に32件と増える．10年間で81件であった．健康保険法は農商務省の上程であり，制定後に内務省道府県警察部健康保険課が所轄官庁となり保険署が作られ事務は医師会が行うこととなる歴史である．同国会に同時に上程された過激社会運動取締法案は未廃案となっている．1916年施行された工場法，1919年のILO加盟などの時系列の中に位置づけられる労働者対策と考えてよい．1923年の関東大震災後，1925年普通選挙制度成立，1927年震災手形の不良債権化をも一つの原因とする金融恐慌が起こっており，大正末期の日本は大変な激動期にあった．雑誌「医政」は1921年健康保険法の上程と期を一にして発行されており，その2巻1号（1922年）に内務技師野田忠廣の『健康保険法と医療給付』の記事がある．その中で，〈所謂　社会改良主義の実行のための立法であり〉〈医療給付については保険制度としては例のない団体自由選択主義をとる〉ことを明言しており，この場合の団体は，日本医師会としている．日本医師会はすでに1920年に健康保険法制定の建議書を提出しており，「医師会に業務委託をする」という前提での推進者ではあった．しかし診療点数単価の安いこと，査定があることなど，医師の裁量としての，自由開業・自由診療・自由選択とは相いれないところが多く，大日本医師会の造語とされる団体自由選択主義として収斂させたと思われる．1927年の施行を前に「復活医政1巻7号」で社会局長官の長岡隆一郎は『議論　健康保険について』で〈団体自由選択主義による医療〉〈健康保険は社会政策的施設　ママ〉〈報酬の額は幾分割引をお願いする〉としている．このようにして政府管掌健康保険組合員114万人，組合管掌健康保険組合員80万人の大きな健康保険制度が日本で始まった．

この間，日本の保健指標，粗死亡率・結核死亡率・乳児死亡率などは法の施行を待たずに改善している．当時の日本医学会総会では1922年第6回会頭の荒木寅三郎が〈世界大戦中の欧州の医学発展の停滞にもかかわらず，日本医学は発展している〉1926年第7回会頭佐藤三吉は〈日本に世界に誇るべき日本の医学的業績が上がりつつある〉としているが医学会総会において，健康保険法や関東大震災についてはとりあげられていない．

健康保険法の施行が関東大震災により遅れたことは事実であろうが，今回の研究で新たな3つの視点を得たので報告しておきたい．

1. 1921年農商務省の法案上程の記事にすでに『法律だけ作る　実施は遅れる』の記事があり，健康保険法の施行は成立時から遅れることが前提となっていたように思える．
2. この時期に医育制度の定着により，いわゆる上流医・中流医・下流医の世代交代が進んでいる．
3. 施行の遅れた間に病院数の増加が約20%であるのに対し，病床数の増加が約170%と激増している（約4万床から約11万床）．そのほとんどが一般病床である．

私見として述べれば，健康保険制度による患者の増加に対応できるように，日本医師会の構成員である医師による病床の増床がおこり，その体制が整うのに5年を必要としたように考える．猪狩周平の秀著『病院の世紀の理論』にもふれられていない視点と考え報告した．

（平成24年11月例会）